

## パブリック・コメントで提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 濑戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（案）  
 意見募集中間 : 令和5年6月13日～令和5年7月3日  
 意見等の提出件数 : 1件（1人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1 第3 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 (1) 水質の保全及び管理の推進 イ発生源対策	<p>「COD対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する」とあるが、兵庫県が定める「環境の保全と創造に関する条例」の規定に基づく工場等における規制基準について、規制対象から水質汚濁防止法で規定する特定施設を設置する工場等を除くこととされており、排出水日平均30m<sup>3</sup>未満の特定事業場に対して同法及び同条例に基づく規制が適用されない。</p> <p>このため、尼崎市ではCOD数千の排水を公共用水域へ排出している特定事業場がいくつもある。</p> <p>同条例の不備を是正し、小規模・未規制事業場の指導根拠を作るため、同条例規制基準に以下を追記してほしい。</p> <p>「排出水日平均30m<sup>3</sup>未満の特定事業場については努力義務とする。」</p> <p>また、SDGsについて記載しているが、小規模・未規制事業場対策について記載が少なく、尼崎市など工業地帯での問題を局所的特殊な状況として無視した計画であれば、「誰一人取り残さない」SDGsの理念に反するので、SDGsに係る記載は全て削除すべき。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）からの排出水について、同法第29条第1号により、地方公共団体は同法第2条第2項第2号に規定する生活環境項目に関して条例で規制することはできないこととされています。</p> <p>発生源対策については、計画の9頁に記載のとおり、同法等に基づき、COD等の排水基準及び総量規制基準の遵守を図るとともに、小規模事業場等については、引き続き「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）等に基づき、排水処理施設の設置や適正な維持管理等、必要な措置を講じるよう、同法等を所管する市と連携して対応してまいります。</p> <p>さらに、湾・灘ごとの取組として、大阪湾奥部においては、貧酸素水塊等の発生など、局所ごとの課題に対応するとともに、海域の水質の状況等を注視してまいります。</p> <p>また、兵庫県は、内閣府において令和5年度「SDGs未来都市」に選定され、「公民連携により未来へつなぐ持続可能な兵庫」を2030年のあるべき姿と位置づけ、「未来へつなぐ環境優先社会」を目指しており、計画においても、SDGsの達成と「豊かで美しいひょうごの里海」の実現を目標として取組を進めてまいります。</p>